

第 5 次瑞浪市行政改革大綱

平成 28 ~ 32 年度

平成 28 年 3 月
瑞浪市

目 次

第1 現状と課題

1 第4次行政改革の評価	… 1
2 本市を取り巻く社会環境	… 1
3 新たな行政改革大綱策定の必要性	… 4

第2 第5次行政改革の基本方針

1 基本的な考え方	… 4
2 改革の推進期間	… 5
3 改革取組の3つの柱	… 5
4 第5次行政改革の体系	… 6

第3 改革の推進体制

1 行政改革行動計画の策定	… 7
2 推進体制	… 10

第1 現状と課題

1 第4次行政改革の評価

本市では、平成7年度より行政改革に取り組んでいます。平成23年度から平成27年度を実施期間とした第4次行政改革では、本市を取り巻く社会環境を考慮して、行政サービスの品質と経費削減のバランスも考慮した『行政の質の改善』を基本方針とし、「1. 協働による地域力の育成・向上」、「2. 行政運営手法の質の向上」、「3. 財政運営手法の質の向上」、「4. 執行体制の質の向上」を改革の取組の柱としました。実質的な取組内容を示す行動計画においては、具体的な年次と数値目標を掲げるなかで取り組んできました。

「1. 協働による地域力の育成・向上」においては、瑞浪市まちづくり基本条例を制定し、本市のまちづくりにおける基本的なルールを定めるなど、市民との協働を積極的に進めてきました。「2. 行政運営手法の質の向上」においては、東濃5市間での住民票等の証明書相互交付の開始、ホームページのリニューアルなど、市民サービスの向上に努めました。「3. 財政運営手法の質の向上」においては、一般会計と特別会計の市債残高を4年間で36億3,170万円減少させ、新たな中学校の建設による建設事業費の増加等、今後予測される市債の発行に備えました。「4. 執行体制の質の向上」においては、若手職員を中心とした自主研究グループが立ち上がり、積極的な政策提案がなされるなど、職員意欲の向上も図られています。

この第4次行政改革の計画期間5ヵ年の最終的な総括は今後行っていきますが、各部課等における事務事業の見直しなど継続的に取り組むべき課題もある中、一定の改革を進めることができたと考えます。

2 本市を取り巻く社会環境

(1) 少子高齢化を伴う人口減少

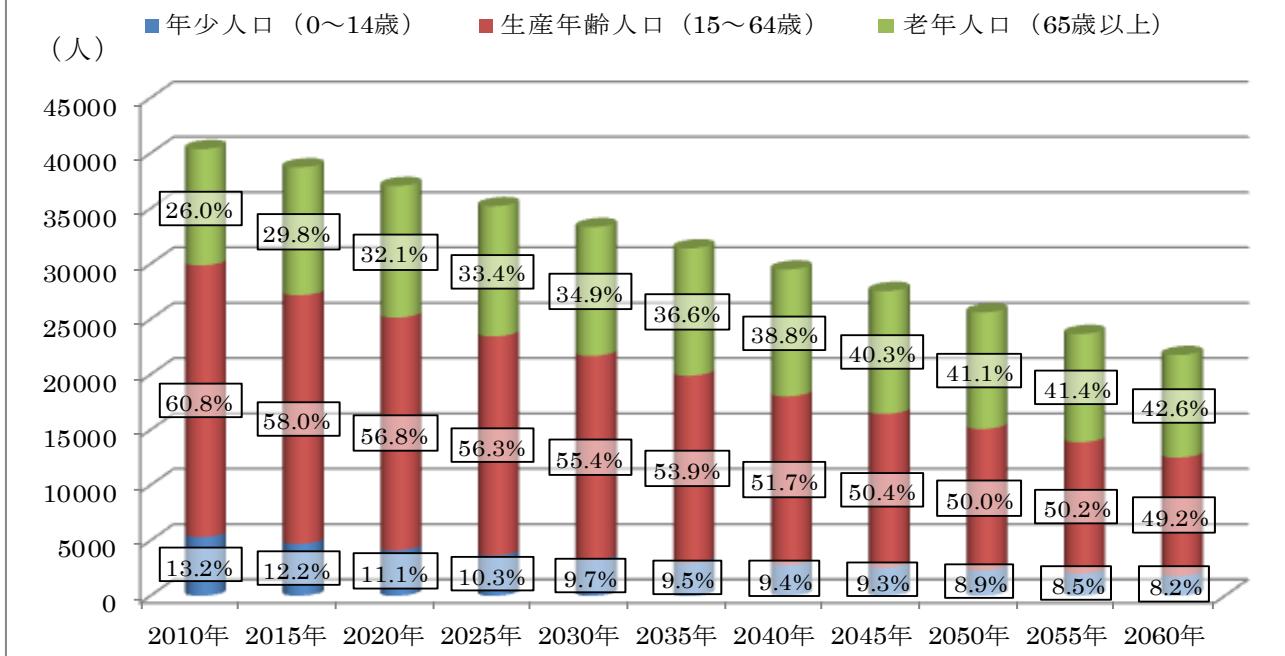
本市における住民基本台帳に基づく人口は、平成27年10月1日現在で39,018人です。また、本市の国勢調査を基にした人口は、平成22年10月1日現在で40,385人と、平成12年の42,298人をピークに減少を続けています。人口移動の要因では、平成14年以降は転入超過から転出超過に転じており、更に平成16年以降は死亡数が出生数を上回る自然減による減少も続いており、その状況は加速傾向にあります。

年齢別的人口構成では、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)が減少し、老人人口が増加する少子高齢化の現象が見られます。生産年齢人口は平成7年をピークに減少し続け、年少人口は、近年減少傾向にあります。

逆に、老人人口は、増加し続けており、平成7年には老人人口が年少人口を上回りました。その後も高齢化は速度を上げて進み、平成27年10月1日現在、住民基本台帳を基にした高齢化率は28.81%に達し、21%を超える水準である超高齢社会となっています。今後もその傾向は続くと予測されます。

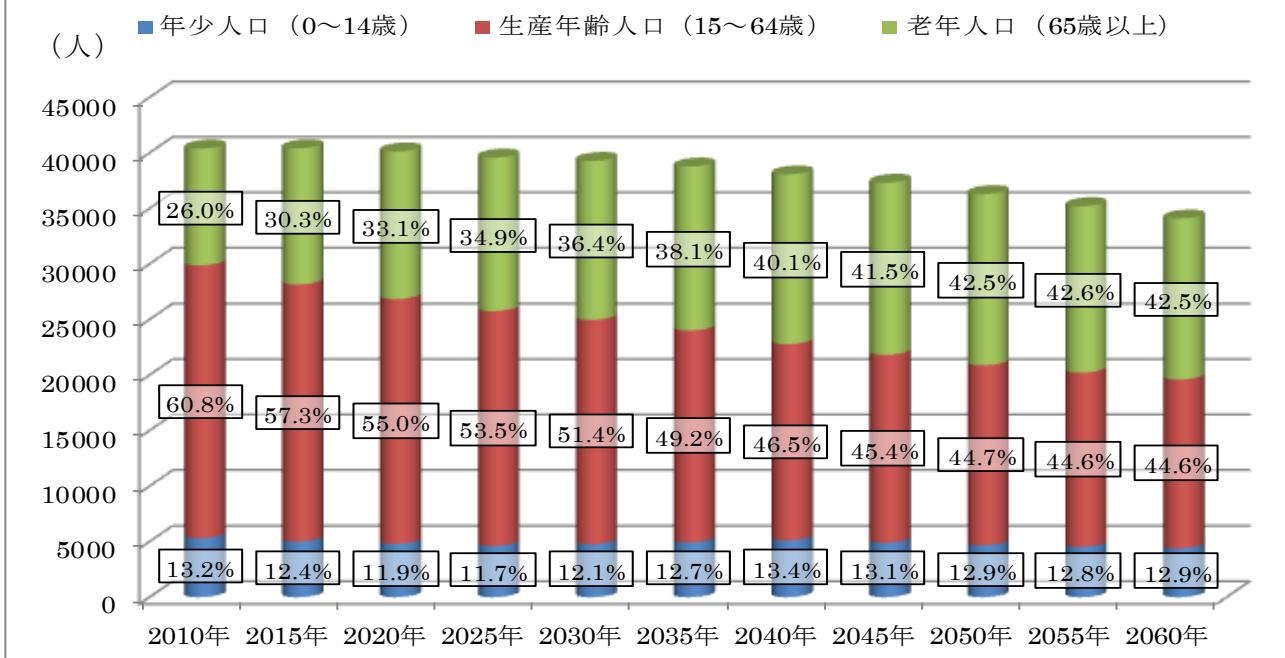
今後は、このような少子高齢化と人口減少社会の進行に伴い、市税の減収が懸念されるとともに、医療や介護などの社会保障関係経費が増大することが見込まれます。

人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）



※2010 年までの国勢調査の実績値から国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が推計した 2060 年までの本市の人口と年齢3区分の人口割合の推移を示しています。

瑞浪市「人口ビジョン」



※上記の社人研の人口推計から、本市が人口減少対策のための施策を効果的に取り組むことにより、2060 年の本市の人口を 3 万 4 千人程度確保することを目指した本市独自の人口ビジョンです。人口と年齢3区分の人口割合の推移を示しています。

(2) 厳しい財政環境

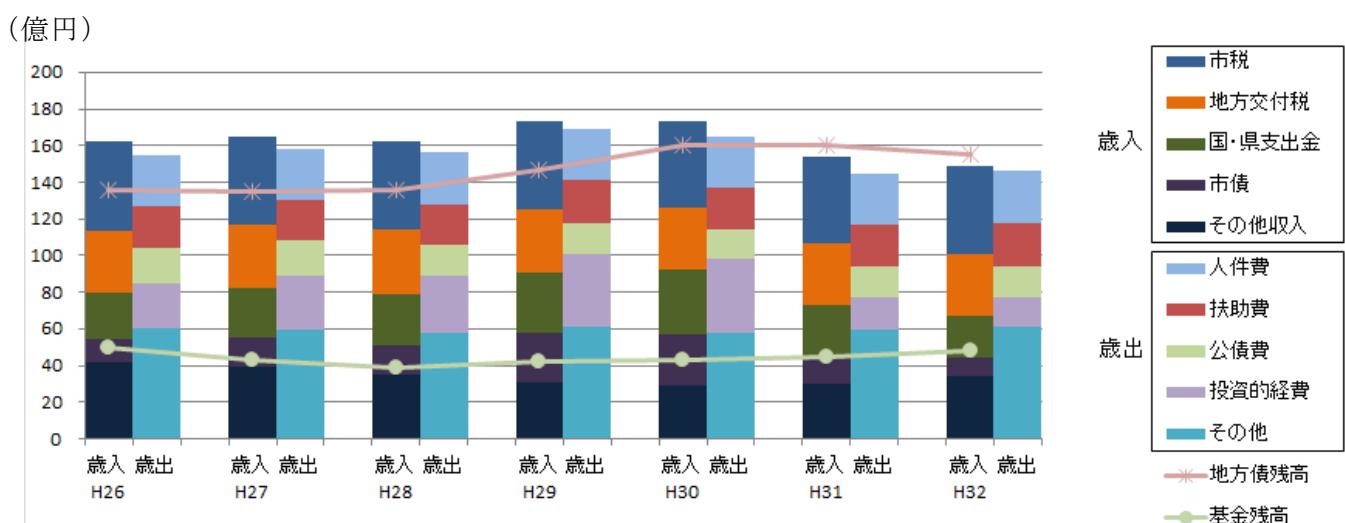
短期的な見方をすれば、国の経済対策などにより緩やかな回復基調はあるものの、本市の財政は、歳入においては、市税の大幅な回復が見込めないことや、地方交付税制度の改正も予測されます。一方、歳出においては、生活保護や福祉医療の給付金などの社会保障制度に関する施策に支出される経費である扶助費など経常的な経費の増加のほか、中学校の建設など建設事業費の増加も見込まれます。

中長期的な見方においても、本市の経済状況は、地場産業を中心として依然不透明感を増しており、市の歳入の根幹をなす市税収入は、増加を見込める状況ない中、歳出における社会保障関係経費の増加は避けられない状況にあります。また、現在の国の危機的な財政状況を考慮しますと、国・地方を通じた財政制度が変更されることも今後十分に考えられるところです。

これまでの行政改革では、市民サービスの向上に努めつつも人件費及び物件費などの経費の節減を行い、こうした財政環境に対応してきました。また、市債発行の抑制や繰上げ償還、特定財源の有効活用などにより財政の健全化に努めてきました。その結果、持続可能な財政運営体制を構築することができたものの、財政の弾力性を判断する数値である経常収支比率は90%を超えることが見込まれるなど、硬直した財政運営を克服するに至っていません。

このような不安定で厳しい財政環境を認識した上で、今後も健全で持続可能な財政運営を進めていくことが必要です。

財政推計



※平成26年度歳入歳出決算をベースとし、第5次行政改革の最終年度となる平成32年度までの財政推計を示しています。

(3) 地方創生と行政ニーズの多様化

国の経済は、少しづつ回復の基調が見られるとはいものの、地方においては、不透明な経済状況の中、多くの自治体が財源確保に苦慮している状況です。加えて、地方行政は、地方分権の進展や地方創生への取組に伴い、事業のあり方を自らの責任において選択し、個性ある豊かな地域づくりを実現することが求められています。

一方で、急激な少子化、超高齢社会、核家族化、高度情報化、国際化など社会の変化に伴い、人間関係の希薄化が進み、限られた財政環境においても地域の相互扶助機能をいかに高めるかが問われています。こうしたなか、市民自らが当事者であるという意識が拡大し、地域の絆を取り戻していく活動や取組も出てきています。とくに本市では、市内全地区においてまちづくり推進組織が設置され、「夢づくり地域交付金」を活用した地域課題への積極的な取組がなされています。

こうした分権型社会の進展を見据え、政策形成能力と総合的な財政力を高めて、多様化、複雑化する行政ニーズに対応していくことが求められます。

3 新たな行政改革大綱策定の必要性

現在、本市は、第6次瑞浪市総合計画(H26～H35)に掲げる目標都市像を「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」として各種の施策を展開しています。この総合計画を効率的に実現するためには、施策・事業の適切な評価を行い、施策・事業やサービスを選択的・集中的に実施して、限られた財源と人的資源を有効に活用する戦略的な自治体経営を行っていく必要があります。

第4次行政改革までの必要な取組を引き継ぎ、本市を取り巻く様々な社会環境を反映させた新たな視点から、更なる改革に取り組む必要があります。

第2 第5次行政改革の基本方針

1 基本的な考え方

行政の抱える政策課題は、複雑困難化・高度化する一方、今後予想される厳しい財政事情の下、より一層簡素で効率的な組織体制が求められています。このような状況にあって、従来の業務のやり方をより効率的に改め、組織のパフォーマンスを向上させ、少数精銳で高い業績を上げることのできる質の高い組織を実現していくことがこれまで以上に必要です。

第4次行政改革は、行政サービスの品質と経費削減のバランスも考慮した「行政の質の改善」を基本方針とし一定の成果を上げていますが、いまだ道半ばと言えます。このため、第5次行政改革における今後の取組は、市民に分かりやすい行政改革を念頭に、市民の理解と協力のもと、「行政の質の向上」を基本方針とし、第6次瑞浪市総合計画に掲げた「幸せ実感都市」を実現するため、市民満足度の向上を目指し、以下の課題に重点を置きます。

- ① 市民との協働による行政運営であること。
- ② 市民に分かりやすい簡素で効率的な行政運営であること。
- ③ 将来を見据えた持続可能な行政運営であること。

2 改革の推進期間

第5次行政改革の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 改革取組の3つの柱

(1) 協働による行政運営

本市では、第3次行政改革大綱(H18～H22)から市民と行政による協働の取組を進めており、第4次行政改革大綱にも引き継がれています。また、第6次瑞浪市総合計画においても「協働の夢づくり」を重点方針として定めています。特に各地区のまちづくり推進組織との協働の取組については、先進的な取組として、他市からの行政、民間による視察も多く、本市の暮らしやすさの特徴の一つとなっています。

協働による行政運営に取り組むためには、市民の皆さんとの理解と協力が不可欠です。今後も、市民のだれもがもっている「私たちのまちを良くしたい。」という気持ちを大切にして、地域のつながりや良好な人間関係を構築していきます。また、平成27年7月から施行した「瑞浪市まちづくり基本条例」に基づき、市民を主役とした多様な主体との協働によるまちづくりが行われるよう、行政運営を図ります。

(2) 簡素で効率的な行政運営

本市では、当初の行政改革大綱(H7～)から効率的な行政運営に取り組んでいます。

行政は、市民の負託を受けて行い、市民の信頼を得るものであることが前提です。

そうしたことから、市民の目線で効率的な行政運営を行うことが、市民の満足度の向上につながるものと考えます。このため、市民の皆さんに分かりやすい組織再編に留意するとともに、施策の形成過程を透明にして分かりやすい行政運営を図ります。

(3) 持続可能な行政運営

第6次瑞浪市総合計画では、平成35年までの人口を4万人で維持することを目標としています。しかしながら、その後の人口は、減少に向かうことが予想されることから、これまで以上に将来を見据えた行政運営を図ることが求められます。

このため、各種収納対策の推進、健全な財政運営を図ることはもちろんのこと、職員定数の適正化、職員資質の向上に努めることとします。また、行政の保有する施設などを含む公共施設全体のあり方を定める計画を策定し、少子高齢化、人口減少などの厳しい社会環境に耐えうる行政運営を図ります。

4 第5次行政改革の体系

基本方針	行政改革の柱	行動計画
行政の『質』の向上	(1) 協働による行政運営	① 住民団体等の活動支援の推進
		② 指定管理の推進
		③ 市政情報提供の強化
		④ 広聴活動の推進
		⑤ 外部の視点による評価の推進
	(2) 簡素で効率的な行政運営	① 業務委託の推進
		② 計画行政の推進
		③ 組織再編
		④ 業務のシステム化の推進
		⑤ 行政手続の簡素化
		⑥ 事務事業の見直し
		⑦ 広域行政の推進
	(3) 持続可能な行政運営	① 公共施設の見直し・再編
		② 健全な財政運営
		③ 収納対策の推進
		④ 新たな自主財源の確保
		⑤ 受益者負担の適正化
		⑥ 職員定数の適正化
		⑦ 職員資質の向上

第3 改革の推進体制

1 行政改革行動計画の策定

大綱の体系に基づく行政改革行動計画を策定し、可能な限り平成28年度から平成32年度までの年度ごとの達成目標及び5カ年の数値目標を設定します。行政改革行動計画は計画に取り組む部課等ごとに策定しますが、主な取組内容は次のとおりです。

(1) 協働による行政運営

(1)-① 住民団体等の活動支援の推進

行政と市民、市民同士の協働のまちづくりのために、住民団体等の活動を支援します。

- ・自治会、まちづくり推進組織、ボランティア団体、NPOなどと連携し事業を実施します。
- ・自治会とまちづくり推進組織の情報交換の機会を設営します。
- ・各地区的まちづくり推進組織と連携し集落支援員制度を実施します。
- ・商工会議所、民間事業所等との連携を強化します。
- ・まちづくり推進組織の組織強化を支援します。
- ・地域防災活動のリーダーとなる人材、実効性のある自主防災組織の増加を図ります。

(1)-② 指定管理の推進

公の施設の管理運営を法人その他の団体等に委ねる指定管理を推進し、効率的、効果的な施設運営を進めます。

- ・指定管理者制度の適切な評価を行い、施設の効率的・効果的な運営を促進します。
- ・大湫公民館、旧森川訓行家住宅の指定管理者制度導入を進めます。
- ・産業振興センターの指定管理者制度導入を進めます。
- ・体育施設の指定管理者制度導入を進めます。
- ・文化施設の指定管理者制度導入について検討します。

(1)-③ 市政情報提供の強化

的確な行政情報の提供及び市民との情報の共有化を積極的に推進します。

- ・広報みずなみを活用し、市民の皆さんに分かりやすい情報を提供します。
- ・市内外への重要な情報源として、見やすいホームページの運用に努めます。
- ・メールマガジン等を活用した情報発信機能を充実させます。
- ・防災・防犯の情報を提供する紳メールのPRに努め、加入拡大を図ります。
- ・各種出前講座を実施し、行政情報の提供に努めます。
- ・まちづくり推進組織の活動情報を提供する情報発信コーナーを設置し運用します。

(1)-④ 広聴活動の推進

多様化する市民ニーズを把握するため、広聴活動を多様化して充実させます。

- ・市政直行便の活性化を図り、市民の意見を事業に反映させます。
- ・行政が制度や計画を策定する際に市民から意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度であるパブリックコメント制度の活性化を図ります。
- ・地域懇談会、市民アンケートなどの活用により、幅広い層からの市民ニーズを把握し、施策に反映させます。

(1)-⑤ 外部の視点による評価の推進

市の実施する事業について、外部の視点による評価を実施します。

- ・瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業について、外部の視点による評価、見直しを実施します。
- ・第5次行政改革の進捗状況について、外部の視点による評価、見直しを実施します。

(2) 簡素で効率的な行政運営

(2)-① 業務委託の推進

市が直接業務を行うより、民間業者のノウハウを活かした方が効率的、効果的である場合は、業務を民間業者に委託します。

- ・幼稚園の給食調理業務等について、民間業者への委託を検討します。

- ・その他、業務委託が効率的、効果的である業務について積極的に導入を図ります。

(2)-② 計画行政の推進

総合計画基本計画などにより計画的・効率的に行政事務を執行します。各施策に位置付ける重要な計画や事業の進行管理を随時行います。

- ・重要な計画を策定した場合、計画に基づく事業を、計画・実施・評価・改善の循環サイクルであるPDCAサイクルにより見直します。

(2)-③ 組織再編

政策・施策・事務事業に対応し、市民に分かりやすい組織編成を行います。

- ・県が担っている権限や事務を市町村へ移譲する制度である権限移譲や市民のニーズに対応した事務事業が執行できる組織編成を行います。

(2)-④ 業務のシステム化の推進

電算化、マニュアル化などを進め、効率的な業務となるようシステム化を図ります。

- ・社会保障・税番号制度の導入により、効率的なシステム運用を推進します。

- ・災害時に各地区の被害状況確認や収集できる職員を把握するため、防災情報システムの効率的な運用を図ります。

- ・その他、システム導入により事務作業の効率化が可能な業務について検討します。

(2)-⑤ 行政手続の簡素化

行政手続の簡素化を図り、迅速な事務処理を行います。

- ・各種申請手続の簡素化を図ります。

- ・マイナンバーカードを活用した更なる行政手続の簡素化を図ります。

- ・その他、手続の簡素化が可能な業務について検討します。

(2)-⑥ 事務事業の見直し

各課等における事務事業の必要性、費用対効果などを検証し、第6次瑞浪市総合計画及び市民のニーズに対応した事業が進められるよう、事務事業を見直します。

- ・事務事業を評価検証し、役割を終えたものは廃止し、実態と合わない事務は整理統合を図ります。

(2)-⑦ 広域行政の推進

広域連携することにより事務の効率化ができる場合は、積極的に広域連携を進めます。

- ・東濃地域消防機能の広域化について検討します。

- ・新たな広域連携について検討します。

- ・その他、広域連携による事務事業について検討します。

(3) 持続可能な行政運営

(3)-① 公共施設の見直し・再編

市が所有する公共施設の利用需要の変化や老朽化を見据え、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って公共施設の見直し・再編を図ります。

- ・公共施設等総合管理計画を早期に策定し、計画に基づく公共施設の更新、統廃合、複合化、長寿命化を図ります。
- ・公共工事のコスト削減に努めます。
- ・公共施設の維持管理に係るコスト削減に努めます。

(3)-② 健全な財政運営

中長期的な財政見通しのなかで、限られた財源を重点的かつ効果的に必要な事業に配分できるよう健全な財政運営に努めます。

- ・指標管理により財政の硬直化を抑制します。
- ・適正な市債の活用を図ります。
- ・企業会計の手法によるコスト把握、縮減、予算の平準化を図ります。

(3)-③ 収納対策の推進

市税等の徴収体制強化、納付機会拡大を図る等、徴収率の一層の向上に努めます。

- ・滞納処分の強化に努め収納率の向上に努めます。
- ・有益な納付機会の拡大について検討します。

(3)-④ 新たな自主財源の確保

市税以外にも、有料広告など新たな自主財源の確保に取り組みます。

- ・ホームページへのバナー広告を募集します。
- ・有料広告の募集などによる財源確保に取り組みます。
- ・公有財産の有効活用による財源確保に取り組みます。

(3)-⑤ 受益者負担の適正化

市民への公平性を確保するため、受益と負担を考慮し各種使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図ります。

- ・ごみ処理手数料の見直しについて検討します。
- ・水道料金について、経営戦略を策定し料金について検討します。
- ・下水道料金について、公営企業法適用により使用料対象原価を明確にし、将来にわたる健全な運営ができる使用料金について検討します。
- ・その他、各種使用料・手数料について、事業の実態に合うように見直します。

(3)-⑥ 職員定数の適正化

指定管理、業務委託、広域行政の推進及び事務事業の見直しなど、効率的な行政運営を継続しながら、市の現状や将来の行政課題を考慮した安定的な組織運営を確保するため、職員数の適正化を図ります。

- ・定員適正化計画に基づき、職員の適正採用・適正配置に取り組みます。

(3)-⑦ 職員資質の向上

自己啓発、OJT研修、外部機関での研修などを通し、職員資質の向上を図ります。また、公平公正な人事評価と働きやすい職場環境の整備を進めます。

- ・行政改革に対する職員の意識向上を継続的に推進します。
- ・自発的な研修参加など自己啓発に取り組む職員の増加を継続的に図ります。
- ・目標管理研修を継続実施します。
- ・職員提案制度の活性化を図ります。
- ・年次有給休暇取得日数の増加を図ります。
- ・特定事業主行動計画における取組を推進します。
- ・能力・意欲向上のための研修を実施し、女性職員の活躍を推進します。
- ・多様な研修を実施し、若手職員の資質の向上を図ります。

2 推進体制

(1) 庁内の推進体制

第5次行政改革大綱における行動計画の進捗状況及び取組方針は、市長を本部長とする行政改革推進本部において管理し、推進期間内の着実な進行を図るとともに全庁的な取組による改革を推進します。

行政改革行動計画における各部課の取組は、各部課において管理し、推進本部の事務局である企画政策課が全庁的な調整を図ります。

(2) 進捗の評価の反映と公表

進捗状況の評価は、毎年、外部の視点による評価を実施し、行政改革推進本部が最終評価を行います。評価の結果は、次年度の取組に反映させるとともに評価結果及び次年度の取組を公表します。

公表は、広報みずなみ、ホームページで市民の皆さんにお知らせします。